

第2回 シンポジウム

歯科技工の海外委託から見えてきたもの

歯科技工士として何ができるか

- 1 国民の安全安心の歯科医療には何が必要か
- 2 日本の歯科医療制度を守るために何が必要か
- 3 歯科医療のグローバル化には何が必要か

日 時 平成21年8月23日(日) PM1:00~5:00
会 場 九段会館 鳳凰の間
東京都千代田区九段南1-6-5 電話03-3261-5521
参 加 費 1,000円
手 話 通 訊 手話通訳派遣センター



主催 歯科医療を守る国民運動推進本部

協賛

全国保険医団体連合会
東京歯科保険医協会
NPO法人みんなの歯科ネットワーク
東京都歯科技工士協議会
日本歯科技工所協会
都技わせだ会
神奈川県歯科技工業協同組合
東京都歯科技工士連盟
千葉県歯科技工士連盟
神奈川県歯科技工士連盟

社団法人千葉県歯科技工士会
社団法人群馬県歯科技工士会
社団法人栃木県歯科技工士会
社団法人福島県歯科技工士会
社団法人宮城県歯科技工士会
社団法人宮崎県歯科技工士会
社団法人青森県歯科技工士会
長崎県歯科技工士会
(他多数 順不同)

プログラム

- 12:30 入場受付
1:00 開会 総合司会 中込敏男(東京都歯科技工士協議会副代表)
主催者代表挨拶 脇本征男
基調講演 弁護士 川上詩朗(新宿法律事務所)
1:35 中国視察報告 脇本征男
1:50 インターバル
2:00 パネルディスカッション
3:00 インターバル
3:10 パネルディスカッション続行
4:10 インターバル
4:20 講師全員参加による質疑応答 司会 中込敏男
5:00 閉会

(進行状況により時間に変更になることもあります。敬称略)

パネルディスカッション

座長	歯科技工士	安藤嘉明 (元日技役員)
パネラー	医療ジャーナリスト	田辺 功 (元朝日新聞編集委員)
	歯科医師	成田博之 (保団連理事)
	歯科技工士	金田米秋 (東京都歯科技工士協議会代表)
	歯科技工士	脇本征男 (主催者代表)

ご挨拶

医療を守る国民運動推進本部
代表 脇本征男

この度、第二回シンポジウム開催に当たり、各方面より誠意ある多くのご協賛を賜り、又、ご多忙、ご遠方にも拘わらず大勢の方のご出席を賜り、おかげさまで盛大に挙行の運びとなりましたことに対し、主催者を代表し心からの敬意と感謝を申し上げます。

私の敬愛するマザーテレサの遺された言葉に、人生で大切なことは「どれだけ多くのことや、偉大なことをしたかではなく、どれだけ心を込めたかです」というのがありますが、まさに今、わが国で失われつつあり危機感の絶頂にある「心の糧」、なぜか心に墜ちる言葉ではあります。

控訴審の進行協議で、裁判長が「原告たちの懸命なる真摯な態度と行動を想い、このまま判決で片づけてしまうには忍びない。何とか訴訟の意義を残してあげたい」。この言葉が再三言われたことが耳に残り胸を打ちました。

私は、原告をはじめ、ご支援頂いているすべての心ある皆さんに、是非聞かせてあげたかった「天の声」ではありませんでした。その言葉を最後まで信じたいと思います。

今回の主題は、「歯科技工の海外委託から見えてきたもの」ですが、テーマに則し裁判を抜きにして、現在から将来に亘る国民歯科医療における歯科技工士制度の維持、充実、発展に繋がる継続的な国民貢献の姿を求め、ご議論賜りたいと願うものであります。

組織的に計算された形式的なことは、不慣れな素人集団ですので、何かと不行き届きの点多々あるとは存じますが、限られた生活習慣の中での準備作業でありながら、手弁当の奉仕精神で全員精一杯懸命に努めさせていただきますので、ご寛容なるを持ちまして、なにとぞ有意義なシンポジウムになりますよう、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

講師プロフィール

弁護士 川上 詩朗 かわかみ しろう



【略歴】

1958年 北海道にて出生
1984年 立教大学法学部卒業
1996年 弁護士登録(東京弁護士会)、新宿法律事務所に参加

【取扱業務分野】

一般民事・刑事事件、少年事件、会社法務、倒産事件、国家賠償請求事件、渉外案件(中国)、建築紛争、医療事件、労働事件、家事事件(離婚、相続等)、公益法人案件等

【著書論文講演等】

「会社役員実務全書」(共著・日本実業出版社)
「新くらしの法律相談ハンドブック」(共著・旬法社)

【弁護士会活動等】

元 日本弁護士連合会人権擁護委員会副委員長
元 東京弁護士会人権擁護委員会副委員長
元 日本弁護士連合会人権救済調査室室長
東京弁護士会人権擁護委員会委員



医療ジャーナリスト 田辺 功 たなべ いさお



【略歴】

元朝日新聞編集委員
1968年朝日新聞入社。
医学・医療担当を務め90年から08年まで編集委員。

【著書】

『心の病は脳の傷』
『ドキュメント 医療危機』
『お医者さんも知らない治療法教えます』
『漢方薬は効くか』
『ふしぎの国の医療』など。

【コメント】

国内では資格者が特定材料で製作しなければならないものを、海外ではまったく規制なし、という制度はどう考えても理屈に合わない。平等にするなら国内も資格、規制廃止となる。一方で日本の歯科技工士が作る義歯と海外の無資格者が作るもので差がないとすれば技術の質が問われる。厚生労働省の意図はよく理解できないが、医療費への関心から質を無視しているとすれば遺憾だ。保険医療の拡大と質の確保が医療再建の鍵になる。

講師プロフィール

歯科医師 成田 博之 なりた ひろゆき



【略歴】

1951年東京世田谷にて出生
1969年中央大学理工学部土木科
1979年北海道大学歯学部卒
1979年北海道勤医協就職
1985年弘前市で開業

【役職】

全国保険医団体連合会理事
青森県保険医協会理事歯科部長
青森県保険医協同組合副会長
フォトアートギャラリー「北の光と影」主宰

【コメント】

海外技工問題は、医療の質と安全を守り発展させる課題、国内歯科医療・技工体制を守り発展させる課題、国民に背を向けた逆さまな国・厚労省の医療行政を正す課題を総合的に展開する運動になってきました。

これらは医科歯科の各分野で次々と起こっている医療崩壊の根幹に関わる問題と直結しており、歯科技工問題がこれらの課題を社会的に鮮明にする役割を果たし、突破口となる局面にもなっています。

海外技工物のなし崩し的な拡大に対して、事実を次々と突きつけてきた運動が、多くの地方自治体を動かし、民主党もマニフェストに載せるなど、大きなうねりとなってきました。これは皆さんの多彩で地道な運動による大きな成果であると共に、どのように国厚労省がごまかしても、事実は曲げられない事を示しています。

全ての国民や患者さんに海外技工の実態を伝えきりながら、総選挙をはじめ様々な局面で具体的に動かす力を発揮しましょう！

【主な活動】

- 1、国民の声を政治に届ける運動
連続候補者待合室懇談会主催：知事選・市長選
合同公開討論会主催
共催：知事選・衆参議員選挙 市長選・市議選
医療を語る懇話会：青森市長選
- 2、自立した街作り運動
ペアーレ存続運動
街中美術館
地域文化掘り起こし運動
- 3、医師歯科医師の人権を守る運動
保険医に対する指導訴訟原告
- 4、医療連携の運動
糖尿病歯周病医科歯科連携
顎機能障害連携

歯科技工士 安藤 嘉明 あんどう よしあき



【略歴】

1939年 愛知県 名古屋市出身
1956年 歯科技工士免許取得（特例）
元日本歯科技工士会理事 日本歯科技工士会認定講師
元愛知県歯科技工士連盟常務理事 日本歯科技工学会認定士

【主な論文】

- 1989年 今後の歯科技工業界に対する新しい提言 歯科技工vol. 17. 05～17. 08
1993年 義歯刻印法（Denture marking）を考える
一補綴物に人格を一土田康夫・共著（前半・後半）QDTvol 22 05-0.6
2002年 歯科の歴史への招待—歴史遺産と史料を求めての旅— 本平孝志・内藤達郎と共著
QDT 2002（平成14）4月～12月（隔月連載）、2003（平成15）4月～2004（平成16）3月

【学会】

日本歯科技工学会会員
日本歯科医学史学会会員
日本法歯科医学学会会員

【コメント】

歯科技工海外委託問題は、しばらく沈静化していたと思われていたが、平成17年に出された厚労省通達により大きな変化が生まれ、現在の活発な市場の流れが誘引されたものと考えられる。

国民の歯科医療に間接的に関与している歯科技工士として、この流れを放置しておく、健康で安心・安全な国民の歯科医療が維持できない恐れを感じるとともに、歯科技工士の国家ライセンスが蔑ろにされる懸念がでてきたため、訴訟という手段をとり、司法及び行政・国民にその是非を問いかけるに至ったものと考えている。

第一審は原告団の敗訴に終わったが、直ちに控訴して現在の二審公判中であるが、行政訴訟としては異例の事態が生れている。裁判官は、判決を下す前に「国民の視点にたって一番良い解決方法を探す協力をしてくれないか」という和解協議を提案してきたのである。

これまでの経緯を踏まえて、この訴訟から見えてきた背景や隠れている問題等についてパネラー及び聴衆の方々とのパイプ役を務めさせていただきたいと考えている。

講師プロフィール

歯科技工士 **金 田 米 秋** かなだ よねあき



【略歴】

昭和44年3月 愛知学院大学 歯科技工士学校卒業
昭和47年6月 株式会社協進歯研代表取締役
平成17年6月～20年3月 社団法人 東京都歯科技工士会 会長
平成20年4月 社団法人 東京都歯科技工士会 相談役 ～現在に至る
平成20年4月 東京都歯科技工士協議会～現在に至る
平成20年4月 同 代表、現在に至る

【コメント】

組織のできる事。

現在最も重要な懸案は、技工士の地位向上・生活の安定です。これらの懸案に必要な事は、私たちが提供する歯科補綴物が国民にとって安心・安全であることを実証し広くアピールすることです。

そこで私たち東京都歯科技工士協議会は、歯科補綴物のトレーサビリティができるようなシステムの模索をしております。また、社団法人東京都歯科技工士会と協力し歯科補綴物の組織的品質管理のための技術基準構築も進めております。

私達は、今組織のできる事を提示し、個々の技工士の皆様と力を合わせ懸案打開に努めたいと思っております。

歯科技工士 **脇 本 征 男** わきもと ゆきお



【略歴】

昭和17年 青森県にて出生
昭和37年3月 都立紅葉川高等学校卒業
昭和38年4月～43年3月 慶応義塾大学法学部通信教育科
昭和41年3月 日本大学歯学部附属歯科技工士養成所卒業
4月 歯科技工士免許取得
昭和44年4月 都内世田谷区に歯科技工所開設 現在に至る
昭和53年4月～62年3月 世田谷区立小・中学校P.T.A会長
昭和53年4月～55年3月 世田谷区青少年委員
昭和55年4月～60年3月 文部省 少活協委員「駒留フェスティバル」
昭和55年4月より 社団法人 日本歯科技工士会 代議員
昭和59年4月 社団法人 東京都歯科技工士会 専務理事
昭和62年4月 同 副会長
平成 5年3月 同 副会長 連盟理事長兼
平成16年3月まで 社団法人 日本歯科技工士会 代議員
平成4年4月～14年3月 歯科技工士国民年金基金 代議員・監事
平成14年1月26日 「国民と歯科技工士の権利を守る会」『隗』代表
平成18年11月 5日 「訴訟を起こして歯科技工士を守る会」代表
平成19年 6月22日 「歯科技工の海外委託問題訴訟原告団」代表
平成20年10月5日 歯科医療を守る国民運動推進本部 代表

歯科技工海外委託問題についての考え方、その局面

東京都歯科技工士協会講演録 弁護士 川上 詩朗 先生
平成21年6月27日 都技会館にて 出席者、協会役員、都技役員、支部長ほか多数

1 訴訟に踏み切った理由

日本国内での歯科技工については歯科技工士法第17条「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。」第18条「歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りではない。」という制度があります。これによって国民の安全が守られており、無資格者による歯科技工には罰則規定があり、厳しい歯科技工士制度があります。ところが、海外委託の場合、国の方針は平成17年通達で明らかにされており、いったん海外委託に技工が移った場合はまったく規定が無く、どんな場所でどんな人が作っているのか自由です。国は関知しません。国外と国内で同じ患者さんに使う物なのにもかかわらず取扱がちがう。果たしてこれでいいのかという疑問がわいて来ます。この問題を誰に相談しても、日本では法律があるのに海外委託では自由と言うのはわおかしいと言います。わかりやすい問題です。そこでいろいろ検討した結果、歯科技工の海外委託が合法か違法か、技工士制度の崩壊を防ぐため、歯科技工士有志80名によって制度確認の訴訟に踏み切りました。

2 訴訟から見えてきた国の方針

訴訟によって国の答弁から考えがだんだんとわかって来ました。私達は歯科技工士法によって海外委託は許されないと考えていました。日本で許されない事が、どうして海外に於いて許される理屈はどこにあるのか、国に問いました。それによると、国の答弁は歯科技工の委託は歯科医師に委ねるというものでした、どこにどのような形で委託しようが歯科医師の裁量権の範囲で、歯科医師が自由に委託先を選べるというのが国の考えである事がわかりました。それに国は箇々の海外委託に関して一切関知しない。歯科医師が安全なところを選んで責任を持ちなさいと云う事であった訳です。

3 歯科技工士の存在

この考え方を進めていくと結局歯科医師と歯科技工士の関係が疑問になります。海外委託においては無資格者でもいいと認めていることになれば、理屈からいえば国内においても無資格者に頼んでもいいという論議になります。それなら、歯科技工士制度を設けている意味が失われてしまうという疑問が出てきました。海外委託の問題はこのままでは日本の歯科技工士制度は崩壊させてしまう。日本の歯科技工士制度を守るのか守らないのか根本的な問題が見えてきました。

もう少し具体的に考えると歯科医師と歯科技工士の関係をどのように考えればいいのかと云うと、もっと歯科技工

士の独自性をアップさせて行かなければいけないと思います。歯科医師が委託先を決めればいいのかという今の国の考え方は技工士が抜けてしまっています。有資格者の技工士でなければ委託できないという立場にせめて理屈の上でも位置づける必要があると思います。

4 憲法と歯科技工士制度

憲法25条 【生存権、国の社会的使命】1「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となっています。よって国民は安全な歯科治療を受する権利があります。歯科技工士制度は究極的に国民の安全な歯科治療が目的であります。国民に安全な歯科医療を提供するための歯科技工士制度は憲法のもとに位置づけられているという考え方が、歯科技工士の側には弱いのではないかと思います。憲法と歯科技工士制度は表裏一体のものであります。ここをしっかりと認識していただきたいと思っています。

5 海外委託は政策形成訴訟

歯科技工士制度が脅かされている現状を解決するために、なにが必要だろうか、いろいろな方法があります。通常の訴訟は裁判の中のやりとりによって問題解決しようとしているのですが、海外委託についてはこれとは異なります。つまり、歯科技工士制度のあり方を確認していく、海外委託を止めさせていく、政策として明確にさせていく、これを訴訟によってやっていくという裁判のやり方であり、この方法を政策形成訴訟といいます。あまり聞いた事がないかも知れませんが、たとえば、ハンセン訴訟、H I V訴訟、大気汚染訴訟、原爆訴訟、などは国の政策にかかわる訴訟です。最終的な解決には立法的な解決、あるいは行政的な解決を目指しています。原告だけを救うのではなく、原告の背後にいる同じ立場の人達全部を救う訴訟です。海外委託問題解決の有益な手段としてこのような訴訟を現在やっているのです。

6 裁判での努力

裁判の中では裁判官にしっかり海外委託の問題点を理解してもらおうよう努力してきました。その中で違法であるという判断を裁判官にしてもらおうのが目的です。裁判官にこの問題を解決しなければならないという気にさせていかなければなりません。その結果判決という形になるか、和解という形になるか、裁判官がイニシアティブを取ってこの問題を解決に向けての解決の場を形成していくようこの役割を裁判所が果たすよう目指しています。訴訟の中では徹底して国の弁論に反論し、海外委託の実態を示して何が問題なのか示してきました。

7 進行協議とは

今の局面は一審では負けて、控訴審になっています。そして、進行協議になっています。これは、この手の訴訟で進行協議になるのは弁護士業界で誰に聴いても皆、珍しいと言われました。普通ならば、結審し、判決に移っていいのです。しかし、そのような方法をとらず裁判官は進行協議にしました。我々が希望したのではありません。正直いって我々は驚いたのです。なぜ裁判官の方から進行協議を選んだのか、問題はここにあります。

進行協議というのは何かというと、少人数で小さな部屋で話をするのです。国の代理人は厚生労働省と法務省の担当者です。まず、裁判官は双方に対して、「いろいろ資料を読ませていただいた結果、海外委託には問題点があります。」と言ったんです。「国民の安全を守るという点は厚生労働省も同じでしょう。」とも言ったのです。この裁判官の言葉から、我々の主張が裁判官に伝わったのだと思い、嬉しかったです。

進行協議は3回重ね裁判官は国を説得してくださったのです。我々の提起した問題を受け止めてくれ何とかしたいと裁判官も非常に努力していただいています。ところが国はどんな内容でも訴訟という場所において約束する事は出来ないと言主張して譲りません。裁判官はかなり粘って国を説得してくれました。

8 裁判外活動

我々は裁判の中で和解という解決が困難なら、裁判外でも同時並行で活動する事を裁判官に伝えました。それによってその結果を裁判に反映させたいと言いました。それから、我々は、進行協議の間に裁判外活動では、国会にも行きました。日本歯科技工士会にも要請をし、日本歯科医師会にも要請をし、患者さんの観点からも必要と思い、生活協同組合や主婦連など22ぐらいの団体がある、全国消費者団体連絡会にも行きました。消費者団体では全くこの問題を知らず驚いていました。政党では自民党、民主党、野党の他の先生にも合いました。そしてかなり動いてくれました。厚生労働省のそれなりのポジションの方を呼び問い詰めたやりとりの情報も聴いています。

民主党の議員が厚生労働省の言い分を聴いたところによると、国の言い分は歯科技工の海外委託はほぼ安全であり問題ない。日本の技工業界は一人ラボが多く近代化が遅れている。日本の厳しい技工業界の状況は国はわかっている。日本の技工所を近代化しようとしている。これが国の基本的な発想であることもわかりました。従って海外委託問題を解決しようなんて発想は出てこないわけです。

9 国の実態調査を踏まえて

平成19年6月提訴したときは国は海外委託の調査は必要無いとっていました。しかし、ここに来て国が実態調査をした理由は、20年3月アメリカの発表から中国技工物から鉛が出てきた事がわかった。それに、各地方自治体などの意見書も上がってきて、国会議員の先生方も何とかしてはいけないとこの問題について意見を述べています。そういう事で国は対応しなくてはならなくなってきました。そして、今年3月発表した報告書が出されました。

私達がいま要求しているのはこの海外調査を踏まえてきちっと検討して何が問題なのか何が是正すべきなのかその

是正するために法改正が必要なのか、正面から協議機関を設けて欲しいと訴訟の場で和解の条件として国に申し入れてきました。それに対して国側は訴訟の場でどんな中身であっても約束することは難しい、しかし訴訟外で正式に要請があれば国側としては検討すると口頭で言っています。

10 日技への要請と回答

歯科技工の業界団体である日技が訴訟外で国に要請をしていただきたいとお願いをしたのが今年4月28日に出した日技への要請書です。それについて日技から回答書が5月1日に来ています。これによりますと日技が国に正式に要請をするとは回答していません。私達としては裁判の支援をやってもらいたいと言っているのではないんです。組織として自主的に裁判とは関係なく、海外委託の問題をきちっと自分たちの問題として提起してもらいたいと日技にお願いしているのです。それには今がいい時期だと薦めています。裁判でも話が進んでいる、地方自治体でも意見書がたくさん挙がってきている、今、まさにいい時期なんだから、組織として独自に動いてもらいたいと、日技に何度も頼んでいるのですが、残念ながら了解してもらえません。日技が動かないなら、各都道府県の歯科技工士会に直接お願いして日本歯科技工士会の方へ動くように要請してもらえよう願っています。

11 解決道筋への提案

私達はこの運動の視野に入れているのは裁判だけでなく国会、内閣、世論、業界関係者、消費者、メディア、などです。それぞれの役割を果たしながら解決の道筋を見つけてゆく。そのためには今何をなすべきか考えています。今がチャンスですから是非解決の道筋を作ってもらいたいと思います。すぐに解決するのは難しいですから、一つの方法として検討委員会を立ち上げて、そこでもって、有識者、業界関係者、消費者関係者にそういう人達に入ってもらって、この問題を正面から検討していただけるようこの運動をしているのです。裁判官の方にもこのことを伝えてあり力を貸してくださいよう願っています。

12 歯科技工士と国との対決

解決のための協議会ができたとしたらその中身が問われているのです。ぜひ、皆さんもすぐに検討を始めてもらいたいです。要するにこの海外委託の問題をどうするか、日本には歯科技工士制度というものがあるわけですから、これを維持し、充実させ、発展させるとい観点から海外委託の問題に対応していく、この運動をしていく組織は技工士会しかないのです。

自分達の立場からこの問題をどういう解決の道筋をたてていく、そういう時期にきている、皆さんのところで大いに議論していただいてどういう方向性があるのか、議論を早急に始めていただくのが非常に大事です。

なぜなら、このまま国のような考え方で進行して行くと、歯科技工士制度を崩すという方向性が見えるわけです。そこで皆さんがしっかりした対決行動をまとめていないと負けてしまいます。是非そういう方向で活動をしていただきたいと思います。

―― 盛大な拍手にて終了。

(録音から復刻したため、誤字脱字はご容赦願います。)

先が見えぬ長き闘い

歯科技工の海外委託問題訴訟原告団 代表 脇 本 征 男
平成21年6月27日 都技会館にて 出席者、協議会役員、都技役員、支部長ほか多数

1 私の経歴

私は、昭和41年、日大歯学部附属歯科技工士養成所を卒業し、同年歯科技工士の資格獲得し、昭和44年4月から世田谷区でラボ開業している者です。昭和47年に歯科技工士会に入会し、以来世田谷支部理事、専務理事、53年からは支部長を務めさせて頂きました。昭和59年度から都技専務理事、副会長（連盟理事長兼任）を2期6年、世田谷支部長当時より日技代議員として20数年間歴任して参りました。

2 家族の病気

私ごとですが、平成4年には20歳になった長男が重度再生不良性貧血という難病に罹り、前年、24歳の娘を嫁がせたばかりの父親の悲哀と「天国から地獄」を味わわされました。高額医療費制度がまだなかったころで、恥ずかしながらそれまで築いた家財産私財の全て処分し、子供の治療費に投入しましたが、終局、膨大な借財を抱えることになりました。

感染が大敵の病気のため、一日、無菌室費用72,000円。それが一年半も続いたのです。そんな中、アメリカからの「治験薬」で、うさぎから採取した血清（日本で第一号）に救われ、一番辛かったであろう子供の旺盛な生命力が勝って、2年で退院することが出来、以降は通院生活を強いられるに至ったのです。現在は担当教授も驚く程の回復を遂げ、妻をめとり会社をやりながら、講師として母校の教壇に立っております。

私は、役員現役だったため、当時の役員・支部長方、そして会員や同級生の多大な手厚い物心両面のご支援は、生涯忘れられない恩義を心に刻み、人間関係、人の心、夫婦愛、家族の支え合い、これらを学び、感謝の日々です。このことは、勢いに乗じていた私に、神が与えてくださった「試練」と、妻共々話題にし心から感謝しています。

3 私の信念

43年間、でっち時代も入れると51年間この業界でお世話になり、常に、家族を支えた原動力は自分が「歯科技工士」であったからに他なりません。知人の多くは、良い悪いは別に「いい加減にやめろよ」と言います。人は、施したことは些細なことでもいつまでも覚えている。が、施されたことはすぐ忘れる。

私は、受けた恩は「岩に刻んで生きる」、生き方をしたいだけのことです。年齢は関係ありません。確かに体力的には問題が生じてきます。しかし、80才でも青年の様な意気揚々とした生き方をしている方がおられるではありませんか。

4 若年老人

最近若くても夢も希望ももてず、行き当たりばつ

たりの生き方でつかみ所のない、いわゆる「若年老人」まがいの人があまりにも目立ちます。そんな若者を見ていて、業界は果たして大丈夫なのか、この世の中で歯科業界は全うに国民の歯科医療に貢献していけるのか、老齢心ながら心配になります。これは、彼らの育った教育環境もあるでしょうが、先輩としての私たちの業界形成にも大きな原因と責任があるように思えるのです。この業界の常識が、社会一般では非常識、不条理極まりないと言うことがあまりにも多いからであります。この半世紀、法が制定されて以来、外見的形式はそれなりに整えては来たものの、内容は、徒弟制度のその事から何ら脱皮出来ていないように思えることが多いのです。これで、歯科技工士は果たして正常な業を営め、必要とされているのか。私たちは、経験を生かし、正しい対応と改革をしてこそ、次世代に繋げられるのではないのでしょうか。

5 技工業の矛盾

疑問の中、皆保険制度の我が国において、歯科技工士は関係ないと言われながら、業としてどっぷり浸かっている、歯科技工士の基本的経済基盤確立であったはずの、昭和63年の「大臣告示」問題すら未解決のままであり、今回の「歯科技工の海外委託問題」も、その図式は同一であり、歯科技工士が自らの問題として解決しない限り、誰が解決してくれると言うのでしょうか。

いずれも、法のもとで業を成している「歯科技工士自身」の自覚問題につきると思います。法解釈が恣意的であり、希薄であります。厚生労働省、日歯、日技、都技、県技、支部、グループの「あの人」が言っていたことであり、自らの意思での確実な検証がなく、全てが他人任せなのです。

はっきり言うと、この業界の非常に悪い恥部であります。人間には間違いはあります。後先考慮してそれを正す努力、議論をするべきです。噂だけで人間性そのものまで否定された人間がいるとしたら、たまったものではありません。本質をわきまえず、「好き嫌い」でしか「人」を、「事」を判断することしかしないのです。それも自分が直接当たったわけでもなく、根拠があいまいにもかかわらず、影響力のある人の噂が業界市井を闊歩するのはまことに恐ろしすぎます。

これでは、せつかくの社会的認識や展望も将来に繋がり難く、人は育ち難く、そんなところには若い人どころか人も近づかず、居着きません。

6 日技の姿勢

海外委託問題は私が日技代議員当時から、「違法行為」と言うが、根拠は？ 法の不備、穴がある、それは何か、問い続けました。日技は一切答えず、「しかるべき方々に相談している」。これで、納得できますか？ 三・四年前にこの問題で「日本歯技」・「歯科技工士の杜」に投稿しました。会員の主張として、日技の姿勢、政策、実態を質すつもりだったわけですが、日技に関するところは全部削られ、「あなたの文章は品位に欠

け、会員の誤解を招く」には驚きました。会員の率直な意見を拒否する団体。組織の自浄作用には耳と目を傾けない団体。それでも一応妥協して載せて頂きました。ご覧になった方のご意見を真摯に賜りたいと思います。

7 厚生労働省との折衝

平成15年6月、インターネットで、ある業者が「海外委託OKの認可を得た」と言う書き込みがあり、大塚氏と厚生労働省歯科保健課に駆け込んだのです。幸いにも、偶然在室の瀧口課長、田口課長補佐、平山技官と面会が叶いました。最初はそんなこと知らない。風評じゃないの？と言っていました。話しているうちに、「細々とやっける技工所くんだり、なんで海外委託なんか違法性があるのなら警察へ行ってくれ、刑法だ！刑法だ！」この下りは、わが業の管理監督行政の言動として、生涯忘れることができません。世田谷警察に伺いました。歯科技工士法を読んでもらう、事情説明したら「限りなく違法性がある」ということでした。都技田中澄良会長時代、担当者と警視庁へ同道させて頂いたこともあり、都技は当時、未（無）承認材料輸入の違反を主としていました。

8 都技プロジェクトプランからの独立

そうこうしてうちに練馬支部を中心に西部ブロックに「海外委託反対」の一大旋風が巻き起こり、平成16年、都技のプロジェクトプランIから独立し、都技執行部の中に「遵法・歯科技工行為の海外委託問題対策本部」設立までこぎ着け、弁護士2名（小野、加藤先生）と契約したのです。対策本部員として都技三役と大塚氏と私という構成でした。

基本方針—歯科技工行為の海外委託の是正
基本理念—歯科技工士法の遵守・違法行為を早急に是正・医療技術者としての職業倫理の構築を掲げました。

9 厚生労働省「平成17年通達」発出の経緯

都技対策本部として可能な限り、都庁、保健所、日技と折衝を重ね、意見集約をしました。その結果を経て、平成17年3月11日、日技の仲介を得、「厚生労働省歯科保健課」に「申入書」を持参して本部員全員と弁護士で伺いました。即答は得られず、回答は日技を通すという約束で引き下がりました。

6月、都技代議員会総会で、ある業者をターゲットに「刑事告発せよ」の決議があり、7月、警視庁に「刑事告発」に及びましたが、一時預かりということで、「厚生労働省の正式見解」を持つてこいということでした。対策練り直しです。

厚生労働省の正式見解を早く取るために政治家等の交渉やら、都技連盟との共闘など、対策の練り直しを凶っていた矢先、「日技」から何の回答のないまま、17年9月8日「国外で作成された補てつ物等の取扱について」というご存知歯科保健課長名で各都道府県衛生主管部（局）長当への通達が発出されたのです。

いわゆる、海外補てつ物は、様々な危惧はある

ものの、歯科医師が注意をして患者の承諾を得れば輸入が可能だということです。時の専務さんと警視庁へ持って行きました。「こんなんじゃないや」と警視庁の増田さんという係官の話。医師の個人輸入裁量のあることは承知しております。それは、薬事法に基づいて、材料であったり、治験薬であったり、と規制は厳しいと思います。

しかし、歯科技工士法2条では歯科医師が「当該治療の患者の補てつ物等を自らの作製することは歯科技工士法外」としても、自らの技工行為が、即海外委託だったり、それも有資格者と確認も出来ない者に技工を委託して良いという、余りにも飛躍した歪曲解釈に基づくものでした。これは内外を問わず、歯科医師が可とすれば、歯科技工士の免許のない者に技工を委託することが可能となる論理と考えられます。歯科技工の委託は歯科医師か歯科技工士以外無いです。法律は明白であります。何のことはない経済至上主義の一環で、「安ければ」の潜在欲求の現れであると考えております。待ちに待った厚生労働省の回答は、この「通達」だったのです。

10 都技活動の中止

いかに日技とは言え、都技対策本部に対する組織上の非礼、不作為は免れません。そんな中、17年10月30日をもって、理事会決定で対策本部は解散の申し渡しがあり、理由は、後は執行部で責任持ってあたる。日技がやるといっている。資金的にも問題がある。からということでした。

11 弁護士川上詩朗先生との出会い

私たちは、任意の会、故事来歴、「隗（かい）よりはじめよ」の「隗」をたちあげて勉強会を持っておりましたので、継続してこの問題を主題に、練馬支部、西部ブロックを中心とする協力賛同者で、あきらめずに解決策を議論したのです。弁護士会館、行政評価局、裁判所、他の弁護士事務所等、組織の軸を失った放浪旅でした。そして、古くからの知人で主幹格の工藤勇治先生の居られる新宿法律事務所を訪問したのが3年前です。

そこで、川上詩朗先生を紹介され、まさに8人目という末広がりの縁起のいい出会いでした。先生は、正義感が強く、経験豊富、人間性豊か、民事から刑事、団体折衝等、上げればきりがなく、経済を度外視してまでも中国との戦後処理問題にまで尽力され、奔走されて居られる人権派でもあります。

最初は、他の先生と同じく「しぶられた」ことは事実です。その時も、開口一番「何で組織はやらないのか」。事情説明して納得して頂く努力を懸命に続けました。そして、了解を得るまで3ヶ月ぐらい懸かったでしょうか。今、理論的には歯科技工士より歯科技工士らしい。でも無資格者ですから歯はつくれない。

12 提訴へ、カンパのご協力

警視庁との一件を報告。民事にて訴訟。中へ入り込む。勝ち負けよりも何とか違法行為をストップさせる手段。あくまでも、国家賠償は手段。北海道から九州まで、80名の歯科技工士が原告として申し出頂いたのには、感激でした。

平成19年6月22日、東京地方裁判所へ提訴。手付け金100万のうち練馬支部が70万、後は少々のカンパと私たち「隗」で。印紙代44万をポンと出してくださった方がいたのです。今日あるのはこの方々のおかげです。練馬支部では個人的にも多くのカンパを申し出て下さいました。もう支部単位では100万は優に超えるご協力を頂いております。

13 一審判決、そして控訴、進行協議へ

ご承知の通り、20年9月26日の判決で、2本立てのいずれも却下と棄却という、中に入れず、玄関払い同様の判決でした。当然のことながら即時控訴手続きし、高裁に控訴。現在、控訴審のまっただ中でありまして。そして、4月15日、三回目の弁論の時、もう終わりかなと予想していたのですが、突然、裁判長から「進行協議」の提案がなされ、現在、6月22日で三回目を終了したばかり。

進行協議の子細は川上先生にお願いするとして、私たちは可能性は最後まであきらめない。進行協議では訴訟外で、海外委託問題を解決に向けて対応を講じるために、有識者、歯科医療関係者（これには日技、日歯、その他）、国民の視点から消費者団体関係者等による検討機関を提案しております。

14 期待する裁判外での活動

厚生労働省がしかるべき業界組織（日技）から正式要請があれば応じる。という確かな情報を得ました。各都道府県技の会長方にその旨を伝え、今賛同をFaxで待っている状態です。

是非、東京都技も日本の指導的、全国の歯科技工士の羨望の組織として、主体的に自発的に賛同の意志を表明して欲しいと、お願い致します。不肖私も東京の会員でもあります。裁判外で、本来協議すべき組織の代表格が協議されることですから、私たち原告はあくまでも原告を貫き、検討機関のメンバーに参加することを求めてはおりません。最高裁に上告する方法も残されてはおりません。

しかし、さらに時間と資金をかけて最高裁で争うより、今、せつかく問題解決のために裁判所が与えてくれたチャンスを、「私たち自らの組織であるはずの日技がどうの」で潰してしまっただけでは後世に大きな禍根を残すことになってしまいます。まさに、政界も地方自治に権利委譲で燃えておりますが、中央が至らない点を攻めてばかり居ないで、だったら、自らの手で作り上げる勇気と知恵で努力をするべきと考えます。

自慢ではありませんが、私たち80名は当初、いや今でも白目で見られながら、組織を頼つても、誰も振り向いてはくれないところから、「やらなければ」の気持ちを奮い立たせ、歯科技工士個人として立ち上がり、ここまで辿り着くことが出来たのです。

進行協議で可能性が残されているうちは、地方組織として立派な組織であり、会員の最も近い意思機関です。その力を十分に有効裡に発揮して、不合理性の解決に向けて共に頑張っていこうではありませんか。

15 都技へのお願い

この機会にお願い致します。都技の西沢会長には全国の会長の先頭に立って各都道府県技を説得し、問題解決の牽引者のお役目をして頂くように、是非お願い致します。私たちは、歯科技工士としてかかる基本的問題解決無くしては、ますます業界の先細りを招きかねないと考えております。

この問題解決に向けて、思想、信条、宗教を超えて超党派にお願いし、現在まで自民党から共産党まで14の国会議員による質問、意見書、質問主意書、の提出を頂きました。

又、地方自治体の陳情書、意見書採択は、今日現在、2県議会、12市議会、19町村議会から国へ上げて頂いております。

支援者名簿も2万筆を超えて頂戴致しました。又、支援金ももう少しで最高裁で戦える目標に近づいております。都技では公式のお話は今回が初めてですが、当初より、心ある支部や会員は、日技、都技に気を遣いながらも、ありがたいご支援ご協力を頂戴致しております。この場をお借りして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

16 中国視察の報告

この度、6月7日～10日、保団連のお誘いで中国・北京のラボ視察を同道させて頂きました。この4月の厚生労働省の調査結果を踏まえて、自分なりに検証の意味もあったので、保団連のご厚意と原告皆さんの熱い勧めもあって参加させて頂きました。一応の報告は資料をごらん頂ければ有り難いと思います。

また、詳しい報告は、第二回シンポジウムを8月23日（日）九段会館で行うことにしておりますので、そちらで報告させて頂きます。ぜひ、ご参加願いたいと思います。

ただ、ここでは大きく感じたことだけを申し上げます。とにかくでかい。日本の26倍の面積。南北約5,500Kメートル。北はツル、南はゾウが生育。東西は約4時間の時差。人口は、日本の10倍。13億～14億。56多民族。90%以上が漢民族。言葉7方言。

最も言いたいことは、基本的に日本は医療であり、中国は産業であるということです。今、中国では日本の優れた技工士と指導者を欲しているということです。あるラボのオーナー兼、学校の校長先生が言いました。彼は医師、歯科医師でもある。「日本の法律、制度、技術は最高です。私も日本で学んだ先人から学びました」。日本を学んで「国民歯科医療の確立できる、法律、制度を学びたい」と言うそのために貢献してくれる人はいませんか。又、3万5千人も現業歯科技工士が居てどうして今回の問題解決のために立ち上がらないのか。

「日本の全てに学ぼう」とする大国の指導者にお会いできて、感動と共に、本当に恥ずかしいと思いました。海外を視察することも有意義ではあるが、自らのおかれている環境下を直視し、自分自らを知ることの方が、より肝心な気がしました。

ご静聴ありがとうございました。 一完一

中国技工視察



1 「開業精神」翻訳中



2 ライカ・デンタル玄関



3 福がくるラボ (ライカ)



4 女子が目立つ



5 流れ集積



6 多忙



7 私のWAX UP



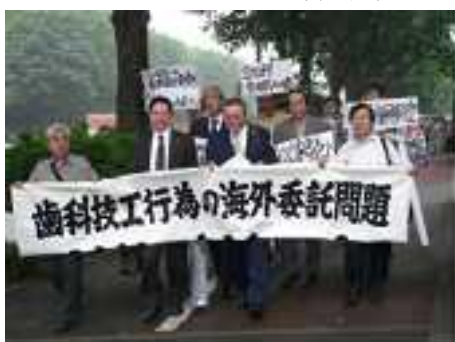
8 「指示書？」英語



9 ミリングRoom

本部活動スナップ

海外委託問題をテーマに街頭宣伝、シンポジウム、講演会、裁判報告会、幹部会議、法律勉強会などの活動を行っております。



地域アンテナの募集



①違法入れ歯危険性の広報活動 ②チラシの配布 ③署名集め ④支援金の依頼

上記4項目を主な活動としてボランティアで日本中に協力して頂ける方を募集しております。各種団体、組織、事業所、グループ、町内会など、メンバーの大小を問わず、活動して下さる方は表記事務局までご連絡下されば幸いです。控訴審勝利に向けて、今までの活動をより効率的に拡大し、全国の皆さんと共に情報を共有し、活動を発展させて頂きたいと思っております。現在、支援者名簿20万筆を目標にお願い致しております。又、組織的に経済力のない中、裁判費用はすべて原告の持ち出しとカンパに頼って参りましたが、最終的に最高裁で決着を付けたいと考えております。

弁護士と相談の結果、あと200万円で弁護士報酬は完済の約束が成されました。それ以外に様々な経費がかかります。そこで今までの近場の原告団や支援者のみの情報を、全国規模で広く皆さんにも共有していただき、目標額達成のためにさらにご支援ご協力をお願いして参りたいと考えております。もちろん皆さんが地元で何らかの行動を起こす際の必要な資料なども、こちらから提供させて頂きますし、何より皆さんの行動が足跡という情報となり、他の方々に対しても強い味方となるはずであります。

全国にいる仲間が同じ情報をリアルタイムで共有出来るという事は、たとえこの裁判の結果がどのような形で終わるにしても、何らかのネットワークが残せるのではないかと考えております。今現在、各県にごく少しずつですが名乗りを挙げて頂いている方々がおられます。出来たら、インターネットの環境があれば嬉しいのですが、皆様のお住まいの街に住む方々には是非ともこの「歯科技工の海外委託訴訟」の事を伝えたいという方であれば、ファクシミリなどでも構いませんので事務局までお申し出ご協力のほどを宜しくお願いいたします。

支援金のお願い



下記専用口座を開設いたしましたので、一口1,000円以上何口でも結構ですので、可能な限りご協賛賜りますればこれ以上の幸せはありません。今こそ「歯科技工士の一分」にかけてもふんばりどころと痛感し、勝手なお願いも省みず、心からのご協賛の御願いを申し上げます。

【現金書留】 〒157-0073 東京都世田谷区砧3丁目18-2 脇本征男宛 電話 03-3868-0170

【銀行振込】 三井住友銀行 大泉支店(店番号608) 普通 6928945

口座名義人 国民と歯科技工士の権利を守る会 会計 武田義夫

【郵便振替】 口座番号 00160-2-743418(二つで上下-ナジミヨイハ)

加入者名 歯科医療を守る国民運動推進本部

お手元の口座番号が記載された用紙がある場合はご利用下さい。

無い場合は郵便局の窓口から振替の払込取扱票をもらってください。

(手不足のため入金後の御礼の手紙や領収書送付の事務を失礼ながら省かせていただきますが何卒ご容赦下さい。)

署名活動のお願い



この裁判の趣旨に賛同していただける方のご署名をお願いしています。賛同していただける方は、別紙支援者名簿にご署名をお願いいたします。名簿用紙が不足の場合はお手数ですがコピーして下さい。また、用紙に空白欄があっても差し支えありませんので集まった数だけで送って下さい。一名様でも大切な署名価値があります。尚、ご記入いただいた名簿はこの件に使用する以外は一切流用しないことを申し添えます。裁判勝利のために、みなさんのご支援を心からお願い申し上げます。

記載された署名簿は表記事務局までFAXにて送信してください。

主催 歯科医療を守る国民運動推進本部

事務局：〒157-0073 東京都世田谷区砧3-18-2 脇本征男 宛 電話/FAX 03-3868-0170
<http://sikagikoushi.web.fc2.com/> wakimoto@bc.iij4u.or.jp